

# ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策

(国内制限措置の延長と一部地域の警戒レベルの変更等)

2021年3月16日  
在ギリシャ日本国大使館

3月13日、ギリシャ政府は、国内宣言措置を延長するとともに、一部の地域の警戒レベルを変更しましたので、お知らせします。

本件措置の有効期間は、3月16日午前6時から3月22日午前6時までとなっております。

なお、制限措置の内容につきまして、今回の発表によればギリシャ全土の全ての学校教育機関(幼稚園・塾等を含む)が閉校となりオンライン授業となりますが、それ以外の内容につきましては大きな変更はありません。

## ■各警戒レベルとその対象地域(3月16日時点)

### (1)レベルB(警戒レベル)

下記レベルC以外の全地域

(2)レベルC(危険レベル)アッティカ県、エトロアカルナニア郡、アハイア郡、ビオティア郡、エヴィア郡(スキロス市除く)、フシオティダ郡、フォキダ郡、アルゴリダ郡、アルカディア郡、コリンシア郡、テサロニキ郡、アルタ郡、セスプロティア郡、イラクリオ郡、サモス郡、レフカダ郡(メガニシ市除く)、カリムノス市、ロドス市、ヒオス市、レシムノ郡アノヤ市、

(今回新たにレベルCとなった地域)

エヴリタニア郡、レスボス郡、ハルキディキ郡、ピエリア郡カテリニ市、イオアニナ市、スキアソス市、ハニア市、メツォボ市

■「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

[https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list\\_20210316\\_kokunai.pdf](https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210316_kokunai.pdf)

■「制限措置の詳細と外出時の申告方法など」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

[https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list\\_20210316\\_gaishutsu.pdf](https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210316_gaishutsu.pdf)

在ギリシャ日本国大使館 領事部

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910,9911 FAX : 210-670-9981

Homepage : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : [consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp) (領事部専用)